

三重県ＩＣＴ活用工事（浚渫工（港湾））試行要領

目的

本要領は、三重県が発注する港湾局所管の浚渫工（港湾）を含む工事において、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用による効果や課題を検証するために行うＩＣＴを活用した工事について、必要な事項を定めるものとする。

1. ＩＣＴ活用工事（浚渫工（港湾））

1－1　概要

ＩＣＴ活用工事（浚渫工（港湾））とは、施工プロセスの全てもしくは一部の段階において、以下に示すＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。

また、次の①～⑤の全てもしくは一部の施工プロセスでＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事（浚渫工（港湾））とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元数量計算
- ③ ＩＣＴを活用した施工
- ④ 3次元出来形測量
- ⑤ 3次元データの納品

1－2　ＩＣＴ施工技術の具体的内容

ＩＣＴ施工技術の具体的な内容については、次の①～⑤によるものとする。

- ① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)による測量を行うものとする。

- 1) マルチビームを用いた深浅測量

- ② 3次元数量計算

発注者が貸与する発注図データを用いて3次元設計データの作成を行い、このデータと1－2①により得られた3次元データを用いて数量計算を行う。

- ③ ＩＣＴを活用した施工

1－2①により得られた3次元データを用いて、下記1)～3)によるＩＣＴを活用した施工を行う。

- 1) グラブバケットの平面位置と目標浚渫位置・深度をリアルタイムで可視化する技術

- 2) カッターヘッドの平面位置と目標浚渫位置・深度をリアルタイムで可視化する技術

- 3) バックホウのバケットの平面位置と目標浚渫位置・深度をリアルタイムで可視化する技術

④ 3次元出来形測量

浚渫工が完了した後、下記 1) の技術を用いた出来形管理を行う。

- 1) マルチビームを用いた深浅測量

⑤ 3次元データの納品

1 - 2 ④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

1 - 3 ICT活用工事（浚渫工（港湾））の対象工事

ICT活用工事（浚渫工（港湾））の対象工事は下記（1）に該当する工事とし、三重県が発注する建設工事から、発注機関の長が選定するものとする。

（1）対象工種

ICT活用工事（浚渫工（港湾））の対象となる工種は、下記の工種とする。

- ・ポンプ浚渫工
- ・グラブ浚渫工
- ・硬土盤浚渫工
- ・岩盤浚渫工
- ・バックホウ浚渫工

2. ICT活用工事（浚渫工（港湾））の実施方法

2 - 1 発注方式

ICT活用工事（浚渫工（港湾））の発注は、下記の（1）によるものとする。

（1）施工者希望型（発注者が選定した工事で、受注者の希望によりICTの活用が可能である工事）

- 1) ICTの活用範囲は、①～⑤の施工プロセスから、受注者が選択する。
- 2) 工事規模は、浚渫工で概ね500m³以上の浚渫土量を有する工事とする。
- 3) 工事の選定にあたっては、施工場所（施工ヤードが広大等）、施工工程（单一工種で連続施工が可能、現場で工種替えが不要等）、施工性（障害物の有無等）などを勘案し選定する。
- 4) 上記2)の規模に満たない工事であっても、施工場所、施工工程、施工性などを勘案したうえで、生産性の向上を図ることができると期待される場合はICT活用工事（浚渫工（港湾））として選定することができる。

なお、ICT活用工事（浚渫工（港湾））として発注していない工事であっても、契約後にICTを活用して工事を実施することはできるが、経費の計上は行わない。工事成績評定における評価については、施工者希望型と同様の取り扱いとする。

また、港湾局所管以外の工事についてもICTを活用して工事を実施した場合、経費の計上は行わないが、工事成績評定における評価については、施工者希望型と同様の取り扱いとする。

2－2 発注における入札公告等

ICT活用工事（浚渫工（港湾））を発注する発注機関の長は、入札公告及び特記仕様書においてICT活用工事（浚渫工（港湾））である旨を明示する。

2－3 ICT活用工事（浚渫工（港湾））の実施協議

受注者は、対象工事のうちICTを活用した工事を行う希望がある場合、発注者へ別紙「ICT活用工事（浚渫工（港湾））計画書」により協議を行い、協議が整った場合にICT活用工事（浚渫工（港湾））として実施することができる。

3. ICT活用工事（浚渫工（港湾））実施の推進のための措置

3－1 工事成績評定における措置

（1）施工者希望型

- 1) ①～⑤の全ての施工プロセスでICTを活用した場合は、創意工夫における「【施工】16. 情報化施工技術（国土交通省の技術分類で、一般化技術、一般化推進技術、実用化検討技術及び確認段階技術に限る）を活用した工事」において、評価する。（2点加点）
- 2) ①～⑤の施工プロセスのうち、3つ以上の施工プロセスでICTを活用した場合は、創意工夫における「【施工】15. 情報化施工技術（国土交通省の技術分類で、一般化技術に限る）を活用した工事」において、評価する。（1点加点）
- 3) 上記1)、2)に該当しない場合は、創意工夫における【施工】において、評価対象としない。（加点なし）
- 4) 受注者の責により提案した施工プロセスの全てあるいは一部において、ICTを活用できなかった場合は、契約時の条件としているため、減点しないものとする。
- 5) 他工種のICT活用工事と併用しICT活用工事（浚渫工（港湾））を実施する場合は、同一プロセスを重複カウントしない。

4. ICT活用工事（浚渫工（港湾））の導入における留意点

受注者が円滑にICT施工技術を活用できるように、以下のとおり実施するものとする。

4－1 施工管理、監督・検査の対応

ICT活用施工を実施するにあたって、国土交通省が定めている要領等に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

【国土交通省が定めている要領等】

マルチビームを用いた深浅測量マニュアル（浚渫工編）

3次元データを用いた港湾工事数量算出要領（浚渫工編）

3次元データを用いた出来形管理要領（浚渫工編）

3 次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領（浚渫工編）

4－2 工事費の積算

（1）施工者希望型における積算方法

発注者は、発注に際して三重県が使用する積算基準等（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりＩＣＴ活用施工を実施する場合は、各施工プロセスを設計変更の対象とし、「港湾事業におけるＩＣＴの全面的な活用の推進に関する実施方針（国土交通省）」の「ＩＣＴ活用工事積算要領（浚渫工編）」に基づき積算する。

4－3 講習会等の実施

ＩＣＴ活用工事（浚渫工（港湾））の推進を目的として、官民等を対象とした現場研修会や講習会等を実施するものとする。

※要領等は国土交通省HPを参照すること。

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000061.html

5. その他

ＩＣＴ活用工事（浚渫工（港湾））の効果や課題を検証するにあたり必要に応じて受注者に対してアンケートを行うこととする。

また、この要領に定めない事項については、別途定めることができる。

附 則 この要領は、令和3年10月1日以降公告にかかるものから適用する。

附 則 この要領は、令和5年2月1日以降起案にかかるものから適用する。

別紙

ICT活用工事(浚渫工(港湾))計画書

当該工事において、施工プロセスの各段階および作業内容において、
ICTを活用する場合は、左端のチェック欄に「レ」と記入する。

施工プロセスの段階	作業内容	採用する技術番号 (参考)	技術番号・技芸名
<input type="checkbox"/> ①3次元起工測量			1 マルチビームを用いた深浅測量
<input type="checkbox"/> ②3次元数量計算			
<input type="checkbox"/> ③ICTを活用した施工			1 グラブバケットの平面位置と目標浚渫位置・深度をリアルタイムで可視化する技術 2 カッターヘッドの平面位置と目標浚渫位置・深度をリアルタイムで可視化する技術 3 パックホウのバケットの平面位置と目標浚渫位置・深度をリアルタイムで可視化する技術
<input type="checkbox"/> ④3次元出来形測量			1 マルチビームを用いた深浅測量
<input type="checkbox"/> ⑤3次元データの納品			

注1) ICT活用工事（浚渫工（港湾））の詳細については、ICT活用工事（浚渫工（港湾））特記仕様書によるものとする。

注2) 具体的な工事内容及び対象範囲については、契約後、施工計画の提出までに、発注者へ提案・協議し決定する。